

豊臣秀吉自筆書状にみる明国征服構想の変化

―「戦国島津」展に係る資料調査の成果より―

小野 恭一

はじめに

このたび、新たに一通の北政所宛豊臣秀吉書状を確認した^①。この史料は、加治木島津家所蔵のものである。筆者は、令和元年八月、始良市加治木町の精矛神社で行った黎明館「戦国島津」展^②に係る資料調査の際、所蔵者の御厚意で本史料を閲覧する機会に恵まれた。同展では、本史料の研究が十分でなかったことから公表・公開を見送ったが、翌年一月、所蔵者の意向で史料の重要性や資料保存のため、島津義弘書状を含む加治木島津家文書^③とともに一括して当館に寄託されることになった。その後、当館で筆跡などの研究を進め、当館専門委員や東京大学史料編纂所の研究者の御協力を賜り、このほど豊臣秀吉自筆の北政所宛書状であることを確認した。

本稿は、この史料（以下、【史料一】）の概要を紹介するとともに、史料の背景とその意義について若干の考察を行うものである。併せて、【史料一】の前後に書かれた豊臣秀吉の自筆書状三通を比較する中で見えてきた、秀吉の明国征服構想の変化について卑見を述べることとする。

一 史料の概要

【史料一】は、昭和の終わり頃まで、まくりの状態^④の中に保管されていたが、所蔵者によって掛幅に装丁されている。本紙の法量を示すと、縦二八・四、横四二・一センチメートルである。

次に、【史料一】の翻刻文と読み下し文を掲げ、内容について見てみたい。

【史料一】（翻刻文）

こくもとうねん中ニハ
とり可申と存候あいた
からこくニうつり候ハ、
むかいを可進候
かしく

六月三日

（墨引） なこやより

まんどころ殿 大かう
まいる

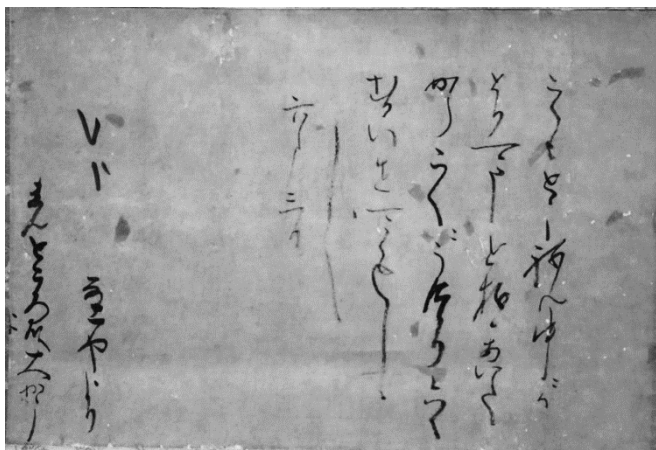
（読み下し文）

こくも当年中には、
とり申すべくと存じ候間、
唐国に遷り候はば、
迎いを進ずべく候、
かしく、

六月三日

（墨引） 名護屋より

まんどころ殿 大閣
まいる



史料1 北政所宛豊臣秀吉書状
（個人蔵 鹿児島県歴史・美術センター黎明館保管）

【史料一】の差出人は「大かう」で、豊臣秀吉である。「公卿補任」によれば、秀吉は天正十三（一五八五）年七月十一日に関白となり、同十九年十二月十八日に関白を辞した。そして、甥の秀次が同月二十八日に関白を継いでいる。秀吉は、これ以降、太閤と呼称され、自らも太閤と名乗った。秀吉の書状で「大かう」の署名があるのは、（天正二十年推定）四月一日付の「こや宛書状写」が初出とみられる。

宛所は、「まんところ」で、秀吉の正室・北政所である。秀吉の自筆書状で北政所宛の宛書きは、「まんところ」、「おね」、「ね」、「ねもじ」が知られる。

書かれた場所は「なこやより」とあり、肥前名護屋（現在の佐賀県唐津市）である。名護屋は、文禄・慶長の役（天正二十（一五九二）年～慶長三（一五九八）年）における国内の軍事拠点が置かれたところで、秀吉の命令により天正十九年頃から名護屋城の築城が進められた。

藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』（思文閣出版、二〇一二年）によれば、秀吉は天正二十年四月二十五日から同年七月二十二日まで名護屋に在陣している。秀吉は生母の危篤の報を受けて一旦大坂に戻ったが、同年十一月一日に再び名護屋に帰陣した。その後、翌年の文禄二（一五九三）年八月十五日まで名護屋に在陣している。したがって、【史料一】が書かれた「六月三日」は、秀吉の居所より、天正二十年もしくは文禄二年に限定される。

【史料一】の本文において、秀吉は、今年中には征服すると豪語し、「唐国」（明国）に遷ったら、北政所の元に迎えを差し遣わせる旨を伝えている。短い文章ながら、当時の秀吉の自信と意欲を感じさせる。この内容から、【史料一】は文禄の役の講和交渉が行われていた文禄二年六月当時の書状とは考えがたく、天正二十年に書かれたと考えるのが妥当といえよう。

さて、筆者は、【史料一】の冒頭の文字を「こくも」と翻刻した。これだけでは、意味が通じにくい。これを文意に従い、仮に「からこくも」のように、特定の国名が書かれていれば、理解しやすい。

この冒頭部分を敢えて、誤字や脱字を気にしない秀吉の伸びやかな自筆書状の特徴と捉え、「こくも」を「国も」と読ませることは可能だろうか。あるいは、「こくも」ではなく、「定而（定めて）」と読めば、きっと必ずや今年中には明国を征服するという秀吉の意志を読み取れ、文意も取りやすいだろう。

しかし、いずれも北政所宛の秀吉の自筆書状の冒頭としては、いささか唐突な文章表現に感じられる。秀吉の自筆書状は、仮名主体であることから、「定而」では違和感が残る。

おそらく、【史料一】は前欠の断簡であり、「こくも」につながる前欠部分が存在するのではないかと考えられる。現時点で、管見では、前欠部分に相当するものが見当たらない。

この「こくも」につながる言葉を考えたとき、文意から推測すれば、「唐」や「高麗（こうらい）」が思い浮かぶ。現在知られている秀吉の自筆書状の表現を見たとき、「異国（いこく）」、「唐国（からこく）」もしくは「大明国（だimeiこく）」が考えられる。後文に、「唐国（からこく）」とあることから、「唐国（からこく）」の可能性が高い。ここでは「唐国」の意として、解釈しておきたい。

二 史料の伝来

ところで、なぜ、【史料一】が加治木島津家に伝来したのだろうか。結論から述べると、伝来の経緯については、現在のところ全くの不明とせざるを得ない。

加治木島津家は、初代藩主島津家久の子で島津義弘の孫にあたる島津忠朗を始祖とし、島津一門家の一つである。はじめに述べた令和二年に当館へ寄託された加治木島津家資料の古文書は、島津義弘が妻や息子に宛てた書状を中心とした加治木島津家文書（五巻十八通）、系図二巻、島津義弘の和歌掛幅と【史料一】であり、【史料一】は、他の史料と性格が異なる。

秀吉や北政所と同時代を生きた島津義弘あるいは家久が、何らかの経緯で入手した、もしくは後世に購入されたものなのかは、いずれにしても不明である。【史料一】につながる前欠部分の行方とともに、史料伝来の経緯は、今後の課題としたい。

三 史料の背景と意義 — 秀吉の明国征服構想の変化 —

(一) 文禄の役の展開

さて、ここからは、【史料一】の背景を確認しつつ、その意義を考察してみた。い。

豊臣秀吉が明国の征服を目指して始めた文禄・慶長の役は、天正二十年四月に開戦した。四月十二日、小西行長、宋義智等の第一軍が釜山浦に入り、翌日には釜山鎮を攻略した。その後、日本勢は破竹の勢いで進撃を続け、五月三日、加藤清正等によって朝鮮の都漢城が陥落した。

同月十六日、漢城陥落の報せを受けた秀吉は、自ら渡海して明国へ攻め入る意志を表明し、船の調達や御座所の普請など、その用意を始めるよう命じた。⁽¹²⁾ さらに、同月十八日には関白秀次宛の覚書に、明国征服を前提として、明後年には後陽成天皇を北京に遷して北京周辺の十カ国を進上し、秀次を「大唐」の関白に就けることなどの構想を示している。⁽¹³⁾

秀吉は、朝鮮での快進撃を受けて朝鮮渡海を予定していたが、徳川家康と前田利家がこれに反対した。家康等は、季節柄波風が強く秀吉の身に万一のことがあれば「天下相果」⁽¹⁴⁾とてると渡海の延期を主張し、朝鮮での士気向上のために渡海を勧める石田三成との間で議論された。六月二日、秀吉は延期を認め、秀吉の渡海は翌年三月と決まった。⁽¹⁵⁾

この渡海延期について、中野等氏は、秀吉の直轄軍と東国からの後続軍を朝鮮に渡海させるだけの船の輸送力に限界があったこと、李舜臣等が率いる朝鮮

水軍の反攻も渡海を延期させた背景として指摘している。⁽¹⁵⁾

六月三日、秀吉は、朝鮮在陣の諸將に明国攻めの陣立てと指示の檄文を送った。いわゆる「六月三日令」と呼ばれる秀吉の軍令である。また、朝鮮には増田長盛・石田三成・大谷吉継らの奉行衆や小姓衆を派遣して、朝鮮の統治に当たらせることにした。⁽¹⁶⁾ 【史料一】は、この「六月三日令」と同日に書かれたものである。

(二) 秀吉の四通の自筆書状

ところで、六月三日前後に書かれた秀吉の自筆書状には、五月六日付の宰相宛書状⁽¹⁷⁾【史料二】と、おね宛書状⁽¹⁸⁾【史料三】、六月二十日付のこや宛書状⁽¹⁹⁾【史料四】の三通が知られる。⁽²⁰⁾ これらの史料と【史料一】を比較して、当時の秀吉の明国征服の想定や心境の変化を読み取ってみたい。まず、五月六日付の宰相宛書状から見てみよう。

【史料二】

(前略) …はや／＼^(高麗)／＼^(城)のしろ／＼^(船)とり申、こうらいのミヤへもとりまかせに人数つかハせ申、からおも九月ころにハとり可申、九月のせつくの御ふくハ、からのミヤこにてうけとり可申候、一たとわれ／＼そくさいにて、めしおもあかり候、心やすくおほしめし候へく候、からをとり候て、そもしさまのむかい^(地)を参上可申候、かしく、

五月六日

「^(ワラ書)

(墨引)

なこやより

さいしやう^(宰相)

大かう

宰相は、大政所の侍女の宰相の局である。そのため、実質的には秀吉が生母

の大政所に宛てた書状と考えられている。⁽²⁾この書状で秀吉は、老母への気遣いとともに、明国を征服して、九月には明国の都で重陽の節句の祝儀を受け取りたいと抱負を述べている。また、明国を手に入れたあかつきには、あなた様(母上)をお迎えしますと述べている。

次に、同日付のおね宛書状を見てみよう。

【史料三】

(前略) …かならずく(高麗)こうらいのミヤ(都)ことり候て、やかて(大)かう(節句)さまも御さ候(節)ハんとおほしめし候、

せつくのかたひらいろく(節)とりそろへ給候、めてたくゆく(祝)久しくとゆわい候てめし候まゝ、御心やすく候へく候、九月のせつくハ(唐)からにてうけとり可申と存候、はやく(多)こうらいしろく(船)おくとり申候あいた、こうらいのミヤ(船)こゑハ、この方よりとり候ふねつきよりハ(船)廿ち御さ候よし申候、はやく(取)こうらいのミヤ(指)こおさいて人数つかハせ候間、やかてミヤ(取)こおもとり可申候、御心やすく候へく候、ふねおそろへ申候て、やかてあとの人数おもこさせ可申候、からおもとり可申候間、そもしのむかいおめてたく可進之候、かしく、

五月六日
天正十一年

「分書」 (墨引)

肥前国名護屋
なこやより

おね 大かう

まいる 返事

この史料は、【史料二】と同様に、北政所にも九月の節句の祝儀は明国で受け取りたい、明国を手に入れたら、そなたをお迎えしたいと述べている。

【史料二・三】は、いずれも秀吉が漢城陥落の報せを受ける前に書いたもの

であるが、朝鮮での戦況に有頂天であった秀吉の様子が垣間見られる。秀吉のいささか誇張気味な自信の表明とも受け取れるが、この時点では、九月には明国を征服するという意志が示されている。

次に、六月二十日付のこや宛書状を見てみよう。

【史料四】

かへすく(高麗)はやく(海)こうらい(面)ゑハ、う(波)ミのおもて(波)なミ(波)あらく候まゝ、はる(春)三なり候てこし可申まゝ、心やすく候へく候、

文給候、うれしくおもひまいらせ候、ことにとう(道)ふく(舟)はかまめつらしきお給候、一きにあい候、一日申ことく、かう(高麗)らい(段)へハ、三月一たん(段)とうミのおもてよく候と申まゝ、はる(延)までのへ申、な(前)こ(前)や(前)の(前)ふ(前)し(前)ん(前)を(前)させ申候、そこ(代)ほと(代)こ(代)ら(代)い(代)へ(代)は(代)や(代)大(代)く(代)わ(代)ん(代)つ(代)か(代)わ(代)せ(代)候、な(代)こ(代)や(代)の(代)ふ(代)し(代)ん(代)を(代)させ申候、そこ(代)ほと(代)へ(代)こ(代)し(代)候て、一(代)たん(代)さ(代)ひ(代)しく(代)候(代)ハ(代)んと(代)お(代)し(代)は(代)かり(代)申候、かしく、

六月廿日
天正十一年

こや 大かう

こやは、北政所の侍女である。そのため、この書状は実質的には北政所宛に書かれたものと考えられている。⁽²⁾この書状では、朝鮮への渡海は、浪が荒いため穏やかな来春の三月に延期し、名護屋で年を越すこと、朝鮮に代官を派遣することを伝え、安心するようにと書かれている。

文中に「文給はり候」とあることから、北政所から秀吉に対して書状が送られていたことが知られる。おそらくは秀吉の渡海を案じたり、気遣ったりする言葉が添えられていたのだろう。その書状は、胴服や袴などと一緒に届けられたものと考えられる。

【史料四】には、【史料二・三】に見るような、明国征服の自信をうかがわせる文言が見られない。これは、単に秀吉が明国征服云々を語らなかつたのでは

なく、年内の明国征服の実現が困難になってきたことを、秀吉自身が強く認識するようになっていたことの表れではないか。

以上、三通の書状の内容を踏まえた上で、【史料一】を見てみたい。

【史料一】は、先の【史料二・三】と同様、明国征服後には、迎えを差し遣わせることが述べられているが、「当年中には、とり申すべくと存じ候間」と、「九月まで」に明国を征服するという構想が「年内（当年中）」へと後退していることが分かる。これは、秀吉が思い描いた明国征服の目標修正とも捉えられよう。

では、秀吉の目標は何故修正を余儀なくされたのであろうか。

六月二日の秀吉自身の渡海延期の判断に、朝鮮水軍の反攻が影響しているという中野氏の指摘を踏まえるならば、秀吉は、朝鮮での戦局悪化を受けて、九月までの明国征服が困難であるという認識を持っていたと考えられる。

ただし、秀吉は、征服自体を諦めたわけではなく、あくまでも年内に必ず成し遂げたいという意志を持っていたことは、【史料一】から読み取ることができ

おわりに

今回確認された豊臣秀吉自筆の書状（【史料一】）は、天正二十（一五九二）年六月三日付で秀吉が北政所に、名護屋から宛てたものである。

本稿では、本史料の前後に書かれた秀吉の自筆書状三通との比較から、秀吉の明国征服の想定と心境の変化を読み取り、本史料の意義について考察した。その結果、次のような結論が得られた。

すなわち、秀吉は、五月六日の時点では九月の明国征服実現を構想していたが、六月三日になると、戦局の悪化から年内の実現へと後退する。さらに、六月二十日には、年内の征服が現実的に厳しいという認識から、明国征服には言

及しなくなった。これらの史料から、天正二十年五月から同年六月までの二か月間における、秀吉の明国征服に対する自信の陰りと、征服構想の後退を読み取る。このことは、明国征服をもくろむ秀吉の目標修正を示すものと捉えられる。

本史料の前紙に相当する部分の行方と伝来については、今後の課題として調査研究を継続し、本稿の解釈について、先学諸賢の御指正を乞う次第である。

註

(1) 本史料の存在は、島津義秀『薩摩の秘剣』（新潮新書、二〇〇五年）に紹介があるが、このたび、真筆であることを確認し、内容の検討を行った。

(2) 黎明館・東京大学史料編纂所共同プロジェクト島津義弘没後四百年記念展「戦国島津」（会期：令和元年十月一日～十一月四日、会場：鹿児島歴史資料センター黎明館第二特別展示室）。同展の資料調査は、東京大学史料編纂所一般共同研究「島津義弘発給文書の総合的研究」の一環として実施。『東京大学史料編纂所報』第五五号（二〇二〇年）一四八～一四九頁参照。

(3) 五味克夫編『鹿児島県史料拾遺（Ⅷ）』（鹿児島県史料拾遺一刊行会、一九六六年）、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ六』（鹿児島県、一九九六年）の五味克夫氏「解題」を参照。また、東京大学史料編纂所蔵書の影写本「大隅加治木島津男爵家文書」（一九三二年撮影）中には豊臣秀吉書状が含まれていない。

(4) 装丁前に【史料一】を収めていた筒は、黒漆塗り木製で、法量は、径六・五、長さ五三・六センチメートルである。筒には付箋があり、大部分は欠損により判読困難であるが、「□□□□□ノ牘」（□は、判読不明文字の一字分を示す）の文字を確認できる。この筒は、【史料一】が加治木島津家に伝わった当初から使用しているものなのか、後に転用したものなのかは、

不明である。

- (5) 『新訂増補国史大系 公卿補任第三篇』(吉川弘文館、一九八二年) 四九一～五〇一頁。
- (6) 太閤は、摂政や太政大臣の敬称、関白を辞してその位を子に譲った者の称号。『国史大辞典第八巻』(吉川弘文館、一九八七年) 七二八～七二九頁。
- (7) 『日本随筆大成』所収「こや宛書状写」。名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集 第五巻』(吉川弘文館、二〇一九年) 三九九九番参照。以降、本稿で引用する際は、『豊臣五』三九九九番のように略す。『』内に巻番号、外に文書番号を記す。また、史料を引用する場合、引用文献の表記に従った。
- (8) 桑田忠親『太閤の手紙』(文藝春秋新社、一九五九年) 参照。
- (9) 『佐賀県立名護屋城博物館・韓国国立晋州博物館学術交流記念 特別企画展 秀吉と文禄・慶長の役』(佐賀県立名護屋城博物館、二〇〇七年) 二八～二九頁参照。『平成三十年度佐賀県立名護屋城博物館開館二十五周年記念特別企画展 肥前名護屋―幻の巨大都市―』(佐賀県立名護屋城博物館、二〇一八年) 参照。
- (10) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』(思文閣出版、二〇二一年) 七二～八三頁。
- (11) 安藤保氏の教示による。
- (12) 加藤清正宛豊臣秀吉朱印状(天正二十年) 五月十六日付(佐賀県立名護屋城博物館蔵)。『豊臣五』四〇九〇番。
- (13) 関白宛覚豊臣秀吉朱印状(天正二十年) 五月十八日付(前田育徳会蔵 尊経閣文庫文書)。『豊臣五』四〇九七番。
- (14) 「等持院文書」北山等持院宛西笑承允書状 天正二十年六月日付。北島万次編『豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成 第一巻』(平凡社、二〇一七年) 三七八～三七九頁。
- (15) 中野等『文禄・慶長の役』(吉川弘文館、二〇〇八年) 七六～七八頁参照。

(16) 前掲註15 中野書七八～八一頁参照。

(17) さいしやう(宰相)宛自筆書状(天正二十年) 五月六日付(『豊太閤真蹟集』。『豊臣五』四〇七四番。

(18) おね宛自筆書状(天正二十年) 五月六日付(徳川美術館蔵)。『豊臣五』四〇七三番。

(19) こや宛自筆書状(天正二十年) 六月廿日付(毛利博物館蔵)。『豊臣五』四一八〇番。

(20) 秀吉の第一次名護屋在陣中(天正二十年四月二十五日～同年七月二十二日)、秀吉の自筆書状として現在確認されているものは、ここに挙げた三通と【史料一】を併せた四通である。

(21) 桑田忠親『豊臣秀吉研究』(角川書店、一九七五年) 五七七頁参照。

(22) 前掲註8 桑田書一八九頁参照。

(23) 前掲註15

付記・謝辞

本稿は、二〇一九年度東京大学史料編纂所一般共同研究「島津義弘発給文書の総合的研究」(研究代表者：内倉昭文)の成果の一部である。

本稿の執筆及び公開に当たって、御協力くださいました史料の所蔵者の島津義秀氏に深く感謝申し上げます。また、本史料について、当館専門委員・史料編さん顧問で九州大学名誉教授の安藤保氏、当館史料編さん顧問で志學館大学教授の原口泉氏、当館専門委員で鹿児島大学教授の日隈正守氏、東京大学史料編纂所准教授の村井祐樹氏、同助教の小瀬玄士氏及び畑山周平氏、当館調査史料室長の栗林文夫氏、同学芸課学芸専門員の崎山健文氏及び吉村晃一氏には貴重な御指導と御助言を賜りました。末文ながら、記して感謝申し上げます。

(おの きょういち 学芸課主査)